

政策会議付議事案書 (令和2年1月14日)

提案課名 行政経営課 生涯学習課
報告者名 小泉 康男 五味田直史

<p>事案名</p>	<p>「更新後の公共施設における使用料の算定に関する基準」の策定及び「秦野市立公民館条例」の一部改正について</p>	<p>資料 有</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>公共施設の使用料は、平成29年10月の使用料見直し時の考え方に基づき算出していますが、老朽化した施設を更新した後の使用料について、算定根拠にしている減価却費相当額の上昇により、建て替え後の床面積が減少した場合でも、現行の使用料と比較して大幅に増額となるケースが生じます。更新後の施設を最大限に活用するため、一定の要件を満たせば、市民に使いやすい料金設定に変更できるよう、その要件を定める必要があります。</p> <p>また、令和2年9月に供用開始予定の新たな西公民館について、この使用料調整の基準を適用し使用料を定めるとともに、所在地を改めるため、秦野市立公民館条例の一部を改正するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>令和元年 6月21日 西中学校多機能型体育館等整備工事の本契約 " 7月22日 西中学校多機能型体育館等整備工事に着手 " 9月10日 第1回秦野市立西公民館に係る整備推進懇話会小委員会において新たな西公民館の管理運営及び整備概要について説明 " 10月 8日 第2回秦野市立西公民館に係る整備推進懇話会小委員会において新たな西公民館の使用料について説明 " 10月18日 教育委員会議にて「秦野市公民館条例の一部を改正することについて」を協議</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>1 更新後の公共施設における使用料の算定に関する基準を策定し、次のすべての要件を満たしている場合は、使用料の調整ができることとします。 (1) 更新前における同種・同規模の施設の使用料の額に比べ、使用料の額が2倍以上となること。 (2) 他の公共施設の同種・同規模の施設に比べ、使用料の額が高額となること。 (3) 更新前よりもその施設の利用が低調となることが見込まれること。</p> <p>2 新たな西公民館の使用料のうち、多目的ホール及び集会室Dについて「更新後の公共施設における使用料の算定に関する基準」に基づいて調整し、他の公民館の同種・同規模の部屋等の使用料の最高額と同額にすること。</p> <p>3 秦野市立公民館条例の一部を改正し、新たな西公民館の使用料及び所在地を改定すること。</p>	

今後の 取扱い	令和2年	1月17日	教育委員会議に、秦野市立公民館条例の一部改正を議案として提出
	〃	2月4日	公共施設における使用料の算定に関する基準について定例部長会議にて報告
	〃	2月上旬	社会教育委員に使用料の説明と意見聴取 西公民館運営協議会に使用料の説明と意見聴取
	〃	2月26日	令和2年3月市議会第1回定例会に条例改正案を提出
	〃	9月下旬	条例施行日（別に規則で定める日とする）

更新後の公共施設に係る使用料の額の算定に関する基準

(令和 年 月 日施行)

(趣旨)

- 1 この基準は、更新（老朽化した施設の建替えをいう。）した後の公共施設に係る使用料の額の算定について必要な事項を定める。

(対象施設)

- 2 この基準の対象とする公共施設（以下「対象施設」という。）は、次の各号に掲げる公共施設とする。

- (1) 秦野市立公民館
- (2) 秦野市立サンライフ鶴巻
- (3) 秦野市文化会館
- (4) 秦野市立宮永岳彦記念美術館
- (5) 秦野市立図書館
- (6) 秦野市ほうらい会館
- (7) 秦野市保健福祉センター
- (8) 秦野市広畑ふれあいプラザ
- (9) 秦野市末広ふれあいセンター
- (10) 秦野市表丹沢野外活動センター
- (11) 秦野市曲松児童センター
- (12) 秦野市中野健康センター
- (13) 秦野市里山ふれあいセンター
- (14) 秦野市カルチャーパーク総合体育館
- (15) 秦野市カルチャーパーク陸上競技場
- (16) 秦野市カルチャーパーク野球場
- (17) 秦野市カルチャーパーク庭球場
- (18) 秦野市カルチャーパーク水泳プール
- (19) 秦野市おおね公園
- (20) 秦野市立野緑地庭球場

(使用料の額の算定手順)

- 3 更新後の対象施設に係る使用料の額は、次に掲げる手順で算定するものとする。

- (1) 試算

秦野市公共施設の利用者負担の適正化に関する方針（平成26年11月

策定) 8 適正化を図るための統一基準の基準 2 に定める算定方法により使用料の額を試算する。この場合において、算出した額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(2) 使用料の額

使用料の額は、前号の規定により算出した額とする。

(3) 使用料の額の調整

前号の規定にかかわらず、第 1 号の規定により算出した額を使用料の額とした場合において、次に掲げる全ての要件（更新前における同種・同規模の施設がないときは、イに掲げる要件）を満たす対象施設の施設については、使用料の額を調整して定めることができる。

ア 更新前における同種・同規模の施設の使用料の額に比べ、使用料の額が 2 倍以上となること。

イ 他の公共施設の同種・同規模の施設に比べ、使用料の額が高額となること。

ウ 更新前よりもその施設の利用が低調となることが見込まれること。

附 則

この基準は、令和 年 月 日から施行する。

秦野市立公民館条例の一部を改正することについて

1 新たな所在地について

新たな西公民館は、西中学校多機能型体育館の一部となりますが、その所在地として、「柳町二丁目5番2号」を設定します。

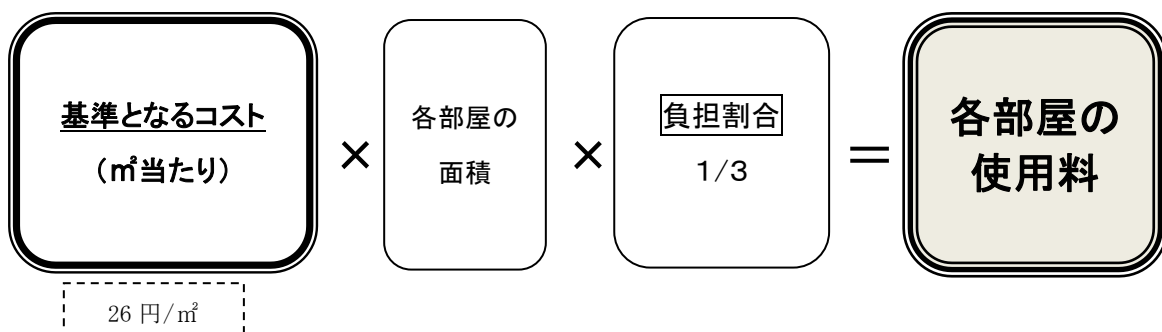
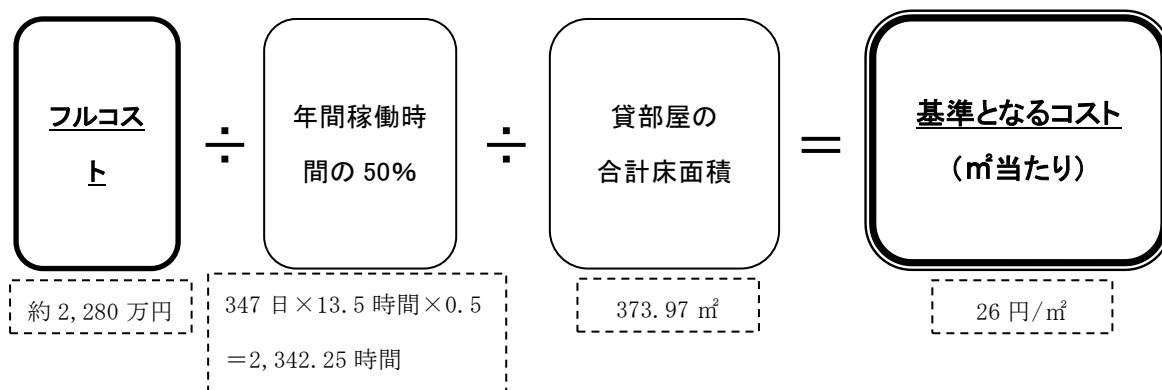
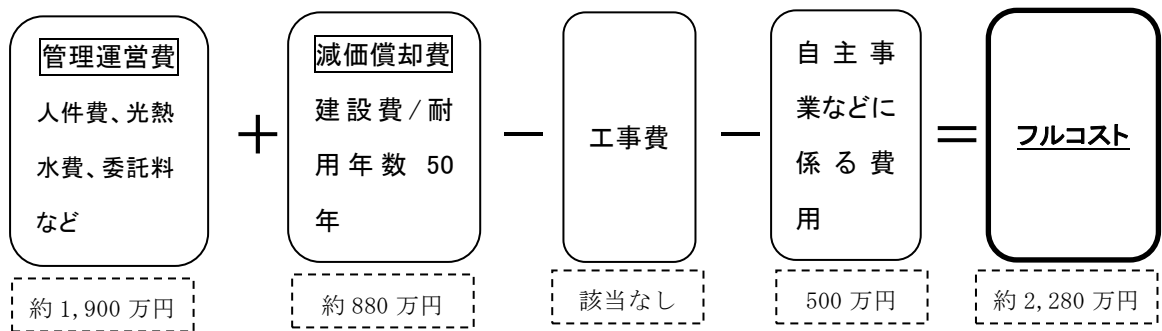
【参考】西中学校舎：柳町二丁目5番1号

消防署西分署：柳町二丁目5番3号

2 新たな使用料の算出について

(1) 使用料の算出方法について

「秦野市公共施設の利用者負担の適正化に関する方針（平成26年11月策定）」及び「更新後の公共施設における使用料の算定に関する基準」3(1)の規定に基づき、以下のとおり使用料を算出しました。



(2) 新たな西公民館使用料と現行の使用料との比較について（新旧対照）

算出された新たな西公民館使用料			現行の西公民館使用料		
部屋名	面積 (㎡)	使用料 (円/時)	面積 (㎡)	使用料 (円/時)	部屋名
多目的ホール	192.50	1,600	282.23	800	多目的ホール
集会室 A (防音設備)	42.50	300	46.61	100	視聴覚室
集会室 B (可動式調理台)	43.15	300	45.17	100	集会室 A
集会室 C	25.04	200	24.40	100	集会室 B
集会室 D (和室として使用可 能)	70.78	600	71.61	200	和室

(3) 使用料の額の調整について

新たな西公民館の各部屋の使用料のうち、多目的ホール及び集会室Dについては、以下のとおり、「更新後の公共施設に係る使用料の額の算定に関する基準」3(3)の3つの要件をすべて満たすことから、使用料の額を調整します。

ア 更新前における同種・同規模の施設の使用料の額に比べ、使用料の額が2倍以上となること。

上記(2)の算出された新たな西公民館使用料と現行の使用料との比較において、すべての部屋において、額が2倍以上となっている。

イ 他の公共施設の同種・同規模の施設に比べ、使用料の額が高額となること。

新たな西公民館の「多目的ホール」及び「集会室D」の使用料が、他の公民館の同種・同規模の部屋と比べて、使用料の額が高額となっている。

算出された新たな西公民館使用料			他の公民館の同種・同規模の使用料最高額		
部屋名	面積 (㎡)	使用料 (円/時)	面積 (㎡)	使用料 (円/時)	部屋名
多目的ホール	192.50	<u>1,600</u>	201.00 231.41	<u>1,200</u>	渋沢公 南ヶ丘公 多目的ホール

集会室 A (防音設備)	42.50	300	59.97 59.52	400 400	南が丘公セミナー室 鶴巻公音楽室
集会室 B (可動式調理台)	43.15	300	40.04 57.49	300 400	渋沢公集会室 渋沢公調理室
集会室 C	25.04	200	34.06	200	東公小和室
集会室 D (和室として使用可)	70.78	<u>600</u>	68.14	<u>500</u>	南が丘公和室

ウ 更新前よりもその施設の利用が低調となることが見込まれること。

市ホームページで公表されている「平成30年度における公共施設の利用状況及び使用料収入等について」において、「同じ施設であればより使用料が低額な小さめの部屋が、同じ機能を持つ部屋（公民館の多目的ホールなど）であれば、より使用料が低額な建築年度が古い施設が見直し前よりも多く利用される傾向が見受けられる」と報告されています。こうした傾向から考えると、算出された額をそのまま採用した場合、新たな西公民館の利用が低調になることが見込まれます。

(4) 調整後の使用料の額について

算出された新たな西公民館の多目的ホール及び集会室Dの使用料は、それぞれ1,600円及び600円と算出されますが、他の公民館の同規模の部屋・室の最高額と同額を設定し、多目的ホールは1,200円、集会室Dは500円とするものです。

調整後の新たな西公民館使用料		
部屋名	使用料（円/時）	条例上の設定 （30分につき）
多目的ホール	1,200	600
集会室 A	300	150
集会室 B	300	150
集会室 C	200	100
集会室 D	500	250

秦野市立公民館条例の一部を改正することについて

秦野市立公民館条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年2月 日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

秦野市立西公民館を西中学校多機能型体育館内に移転することに伴い、その位置及び使用料を改めるとともに、字句の整理を行うため、改正するものがあります。

秦野市立公民館条例の一部を改正する条例

秦野市立公民館条例（昭和30年秦野市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条中「すべて」を「全て」に改める。

第3条の表秦野市立西公民館の項中「秦野市柳町二丁目5番36号」を「秦野市柳町二丁目5番2号」に改める。

別表第1中

「

西公民館	多目的ホール	30分につき	円
			400
	集会室A		50
	集会室B		50
	視聴覚室		50
	和室		100
調理室	50		

を

」

「

西公民館	多目的ホール	30分につき	円
			600
	集会室A		150
	集会室B		150
	集会室C		100
集会室D	250		

に改める。

」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の秦野市立公民館条例別表第1の規定は、施行日以後の使用に係る申請について適用し、施行日前の使用に係る申請については、なお従前の例による。

議案第 号 秦野市立公民館条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句等の整理によるものです。

新		旧																																					
<p>(設置)</p> <p>第2条 本市は、法第20条の趣旨を実現するに当たり、文化、学術等の教養を高める事業を行い、<u>全ての</u>市民に豊かな学習機会を提供するとともに、市民の自主的な学習活動を支援し、促進することを目的として秦野市立公民館（以下「公民館」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秦野市立西公民館</td> <td><u>秦野市柳町二丁目5番2号</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	秦野市立西公民館	<u>秦野市柳町二丁目5番2号</u>	(略)		<p>(設置)</p> <p>第2条 本市は、法第20条の趣旨を実現するに当たり、文化、学術等の教養を高める事業を行い、<u>すべての</u>市民に豊かな学習機会を提供するとともに、市民の自主的な学習活動を支援し、促進することを目的として秦野市立公民館（以下「公民館」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秦野市立西公民館</td> <td><u>秦野市柳町二丁目5番36号</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	秦野市立西公民館	<u>秦野市柳町二丁目5番36号</u>	(略)																									
名称	位置																																						
秦野市立西公民館	<u>秦野市柳町二丁目5番2号</u>																																						
(略)																																							
名称	位置																																						
秦野市立西公民館	<u>秦野市柳町二丁目5番36号</u>																																						
(略)																																							
別表第1 (第6条関係)		別表第1 (第6条関係)																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">西公民館</td> <td><u>多目的ホール</u></td> <td rowspan="4">30分につき</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>600</u></td> </tr> <tr> <td><u>集会室A</u></td> <td style="text-align: right;"><u>150</u></td> </tr> <tr> <td><u>集会室B</u></td> <td style="text-align: right;"><u>150</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>集会室C</u></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>100</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分		単位	使用料	西公民館	<u>多目的ホール</u>	30分につき	円		<u>600</u>	<u>集会室A</u>	<u>150</u>	<u>集会室B</u>	<u>150</u>		<u>集会室C</u>		<u>100</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">西公民館</td> <td><u>多目的ホール</u></td> <td rowspan="4">30分につき</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>400</u></td> </tr> <tr> <td><u>集会室A</u></td> <td style="text-align: right;"><u>50</u></td> </tr> <tr> <td><u>集会室B</u></td> <td style="text-align: right;"><u>50</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>視聴覚室</u></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>50</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分		単位	使用料	西公民館	<u>多目的ホール</u>	30分につき	円		<u>400</u>	<u>集会室A</u>	<u>50</u>	<u>集会室B</u>	<u>50</u>		<u>視聴覚室</u>		<u>50</u>
区分		単位	使用料																																				
西公民館	<u>多目的ホール</u>	30分につき	円																																				
			<u>600</u>																																				
	<u>集会室A</u>		<u>150</u>																																				
	<u>集会室B</u>		<u>150</u>																																				
	<u>集会室C</u>		<u>100</u>																																				
区分		単位	使用料																																				
西公民館	<u>多目的ホール</u>	30分につき	円																																				
			<u>400</u>																																				
	<u>集会室A</u>		<u>50</u>																																				
	<u>集会室B</u>		<u>50</u>																																				
	<u>視聴覚室</u>		<u>50</u>																																				

集会室D	250
(略)	(略)

備考 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の秦野市立公民館条例別表第1の規定は、施行日以後の使用に係る申請について適用し、施行日前の使用に係る申請については、なお従前の例による。

和室	100
調理室	50
(略)	(略)

備考 (略)

秦野市立公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

秦野市立公民館条例の一部を改正する条例（令和2年秦野市条例第 号）の施行期日は、令和2年 月 日とする。

政策会議付議事案書 (令和2年1月14日)

提案課名 生活環境課

報告者名 高橋 晶司

<p>事案名</p>	<p>秦野市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正することについて</p>	<p style="text-align: center;">有 資料 無</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">目的・必要性</p>	<p>水道事業のうち、小規模水道及び小規模受水槽水道（以下「小規模水道等」という。）の衛生対策については、県から権限移譲を受け、市が管理監督指導を行っています。</p> <p>※ 小規模水道：100人以下に供給する自家用水道、小規模受水槽水道：水道事業者からの水道水を用いた容量10m³以下の貯水槽</p> <p>水道法施行規則（令和元年10月1日施行）の一部改正により、簡易専用水道の清掃や検査の頻度を規定する管理基準が「1年以内毎に1回」から「毎年1回以上定期に」に改められたことに伴い、小規模水道等の管理基準を、これと同等のものに改めるため、秦野市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（以下「条例」という。）の一部を改正するものです。</p> <p>また、国の飲用井戸等衛生対策要領（令和元年10月17日施行）の一部改正により、「小規模受水槽」が「小規模貯水槽」に、「小規模受水槽水道」が「小規模貯水槽水道」に改められたことから、条例で引用する用語をそれぞれ改めるものです。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">経過・検討結果</p>	<p>平成25年4月 1日 秦野市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の制定</p> <p>令和元年10月 1日 水道法施行規則の一部改正</p> <p>10月17日 飲用井戸等衛生対策要領の一部改正</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">決定等を要する事項</p>	<p>次の理由により条例の一部を改正すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道法施行規則の一部改正に伴い、小規模水道及び小規模受水槽水道における清掃等の実施間隔に係る記述について、同規則の改正に準じて改めること。 2 飲用井戸等衛生対策要領の一部改正に伴い、条例で使用する用語について、「受水槽」を「貯水槽」に、「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改めること。 	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">今後の取扱い</p>	<p>令和2年2月 令和2年3月第1回市議会定例会に条例改正案を提出</p> <p>〃 4月 条例改正及び改正施行規則の施行</p>	

薬生水発 0930 第 6 号
令和元年 9 月 30 日

各都道府県水道行政主管部（局）長 殿
各厚生労働大臣認可水道事業者 殿
各登録簡易専用水道検査機関の長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
（ 公 印 省 略 ）

水道法施行規則の一部改正について（簡易専用水道関係）

今般、水道法施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 57 号。以下「改正規則」という。）が令和元年 9 月 30 日に公布され、同年 10 月 1 日より施行されることとなったが、改正規則による改正後の水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号。以下「規則」という。）第 55 条の簡易専用水道の管理基準及び第 56 条の簡易専用水道の検査に係る改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、遺憾なきよう適切な対応を願いたい。

また、都道府県におかれては、貴管下の市、特別区及び都道府県知事認可の水道事業者へ周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言である旨申し添える。

記

第 1 簡易専用水道の管理基準（規則第 55 条第 1 号関係）

1 改正の趣旨

簡易専用水道の設置者は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 34 条の 2 第 1 項の規定に基づき、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理することとされており、規則第 55 条に管理基準が定められている。

管理基準のうち、水槽の掃除は「1 年以内ごとに 1 回」行うこととされているが、施設運営上、掃除の実施日に制約がある場合などを考慮し、掃除の頻度に係る記載を改める。

2 改正内容

別紙のとおり、水槽の掃除の頻度を「1 年以内ごとに 1 回」から「毎年 1 回以上」に改める。

3 留意事項

改正規則の施行後における水槽の掃除の実施については、掃除の実施日と実施日の間の期間が厳密に1年を超えないことが求められるものではなく、定期の期間を定めて行えばよい。具体的な運用としては、例えば、1年の中で水槽の掃除を行う月を特定し、毎年、当該月に掃除を行う方法が考えられる。

また、毎年、複数回掃除を実施することを妨げるものではない。

第2 簡易専用水道の検査（規則第56条第1項関係）

1 改正の趣旨

簡易専用水道の設置者は、法第34条の2第2項の規定に基づき、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に検査を受けなければならないとされており、規則第56条に検査の頻度等が定められている。

このうち、検査は「1年以内ごとに1回」とされているが、施設運営上、検査の実施日に制約がある場合などを考慮し、検査の頻度に係る記載を改める。

2 改正の内容

別紙のとおり、検査の頻度を「1年以内ごとに1回」から「毎年1回以上定期に行うもの」に改める。

3 留意事項

改正規則の施行後における検査の実施については、検査の実施日と実施日の間の期間が厳密に1年を超えないことが求められるものではなく、定期の期間を定めて行えばよい。具体的な運用としては、例えば、1年の中で検査を受ける月を特定し、毎年、当該月に検査を受けることが考えられる。

また、毎年、複数回検査を受けることを妨げるものではない。

水道法施行規則新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(管理基準)</p> <p>第五十五条 法第三十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 水槽の掃除を<u>毎年一回以上</u>定期に行うこと。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>(検査)</p> <p>第五十六条 法第三十四条の二第二項の規定による検査は、<u>毎年一回以上定期に行うもの</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(管理基準)</p> <p>第五十五条 法第三十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 水槽の掃除を<u>一年以内ごとに一回</u>、定期に、<u>行</u>うこと。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>(検査)</p> <p>第五十六条 法第三十四条の二第二項の規定による検査は、<u>一年以内ごとに一回</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>

生食発 1017 第 2 号
令和元年 10 月 17 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

飲用井戸等衛生対策要領の一部改正について

今般、「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」(昭和62年1月29日付け衛水第12号厚生省生活衛生局長通知)を下記のとおり改正したので、通知するとともに、貴管下の市及び特別区へ周知願いたい。

記

「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」(昭和62年1月29日付け衛水第12号厚生省生活衛生局長通知)の別紙「飲用井戸等衛生対策要領」のうち、四(二)に掲げる「②飲用井戸等の検査」について、別紙新旧対照表のとおり改正したこと。

この他、同通知中、「小規模受水槽」を「小規模貯水槽」に、「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に、「受水槽規模」を「貯水槽規模」に改める。



別紙

「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」（昭和62年1月29日付け衛水第12号）別紙「飲用井戸等衛生対策要領」

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>四 衛生確保対策 (二) 飲用井戸等の管理、水質検査等 ② 飲用井戸等の検査 イ. 定期の水質検査は、一般飲用井戸（設置者が専ら自己の居住の用に供する住宅のみに飲用水を供給するために設置するものを除く。）、業務用飲用井戸及び小規模受水槽水道にあつては<u>毎年1回以上</u>行うものとするが、これ以外のものにあつても<u>毎年1回以上</u>行うことが望ましい。</p>	<p>四 衛生確保対策 (二) 飲用井戸等の管理、水質検査等 ② 飲用井戸等の検査 イ. 定期の水質検査は、一般飲用井戸（設置者が専ら自己の居住の用に供する住宅のみに飲用水を供給するために設置するものを除く。）、業務用飲用井戸及び小規模受水槽水道にあつては<u>1年以内ごとに1回</u>行うものとするが、これ以外のものにあつても<u>1年以内</u>ごとに<u>1回</u>行うことが望ましい。</p>

水道の種類等

種類	水源	施設規模等	水道法	施設数 (H30年度末)	主な施設
水道用水供給事業	表流水、地下水	ダム河川等の水源により、各水道事業者に安定的、広域的に水道水を供給	適用	1	神奈川県水道事業
上水道事業	表流水、地下水	給水人口5,000人超		1	秦野市水道
専用水道	地下水、表流水又は水道水	給水人口100人超又は1日最大給水量20 ³ m ³ 超		11	下大槻団地、くずは台団地、上智大学、秦野市農協
簡易専用水道	水道水	受水槽の有効容量10 ³ m ³ 超	非適用 ※条例による	254	市役所、幼稚園、学校、病院、店舗、工場、共同住宅
小規模水道	地下水又は表流水	専用水道の小規模版 給水人口100人以下		3	金山水道(東田原)、横野十字水道組合(横野)、高山井戸(名古屋)
小規模受水槽水道	水道水	簡易専用水道の小規模版 有効容量10 ³ m ³ 以下		201	公民館、病院、店舗、工場、共同住宅

秦野市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な
飲料水の確保に関する条例の一部を改正することについて

秦野市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年 月 日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

次の理由により改正するとともに、字句の整理を行うものであります。

- (1) 水道法施行規則の一部改正に準じて、小規模水道及び小規模受水槽水道における清掃等の実施間隔に係る規定を改めること。
- (2) 飲用井戸等衛生対策要領の一部改正に伴い、条例で使用する用語について、「受水槽」を「貯水槽」に、「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改めること。

秦野市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な
飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例

秦野市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成24年秦野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

題名中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

目次中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第1条中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第2条第3号中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に、「受けるための」を「貯えるための」に、「受水槽」を「貯水槽」に改め、同条第6号中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第4条第1項第2号中「沈でん池」を「ちんでん池」に改める。

第9条第1項中「前回の水質検査を行った日の翌日から起算して1年以内に」を「毎年1回以上定期的に」に改め、「定期的」を削る。

第10条（見出しを含む。）及び第11条第1項中「措置」を「処置」に改める。

「第3章 小規模受水槽水道」を「第3章 小規模貯水槽水道」に改める。

第12条及び第13条中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第14条第1項各号列記以外の部分中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改め、同項第1号中「受水槽」を「貯水槽」に、「1年以内ごとに1回、」を「毎年1回以上」に改め、同項第2号中「受水槽」を「貯水槽」に、「措置」を「処置」に改め、同項第4号中「措置」を「処置」に改め、同条第2項本文中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に、「前回の検査を受けた日の翌日から起算して1年以内に」を「毎年1回以上定期的に」に改め、同項ただし書中「小規模受水槽水道の受水槽」を「小規模貯水槽水道の貯水槽」に改め、同条第3項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第15条第4項中「措置」を「処置」に改め、同条第5項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に、「措置」を「処置」に改め、同条第6項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第16条及び第17条第2項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(秦野市水道事業給水条例の一部改正)
- 2 秦野市水道事業給水条例（昭和39年秦野市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第42条第2項中「秦野市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」を「秦野市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」に改める。

議案第 号 秦野市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例案
 新旧対照表

網かけ部分以外は、字句等の整理によるものです。

新	旧
<p>秦野市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 小規模貯水槽水道 (第12条―第14条)</p> <p>第4章―第6章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、小規模水道の布設及び管理並びに小規模貯水槽水道の管理に関し環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。</p>	<p>秦野市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 小規模受水槽水道 (第12条―第14条)</p> <p>第4章―第6章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、小規模水道の布設及び管理並びに小規模受水槽水道の管理に関し環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。</p>

(1)・(2) (略)

(3) **小規模貯水槽水道** 水道事業のために使用する水道、専用水道及び法第3条第7項に規定する簡易専用水道以外の水道であって、水道事業のために使用する水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水を**貯えるための水槽**（以下「**貯水槽**」という。）を有するものをいう。ただし、専ら1戸の住宅に供給するもの及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物に供給するものを除く。

(4)・(5) (略)

(6) 設置者 小規模水道又は**小規模貯水槽水道**の所有者又は所有者以外の者でそれらの施設の管理に関する権原を有するものをいう。

(施設基準)

第4条 小規模水道は、原水の質及び量、地理的条件、その小規模水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、取水施設及び浄水施設は、それぞれ次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(1) (略)

(2) 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する浄水を得るのに必要な**ちんでん池**、ろ過

(1)・(2) (略)

(3) **小規模受水槽水道** 水道事業のために使用する水道、専用水道及び法第3条第7項に規定する簡易専用水道以外の水道であって、水道事業のために使用する水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水を**受けるための水槽**（以下「**受水槽**」という。）を有するものをいう。ただし、専ら1戸の住宅に供給するもの及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物に供給するものを除く。

(4)・(5) (略)

(6) 設置者 小規模水道又は**小規模受水槽水道**の所有者又は所有者以外の者でそれらの施設の管理に関する権原を有するものをいう。

(施設基準)

第4条 小規模水道は、原水の質及び量、地理的条件、その小規模水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、取水施設及び浄水施設は、それぞれ次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(1) (略)

(2) 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する浄水を得るのに必要な**沈でん池**、ろ過

池、消毒設備その他の設備を備えていること。

2 (略)

(水質検査)

第9条 小規模水道の設置者は、その小規模水道により供給する水について、毎年1回以上定期的に、規則で定めるところにより、水質検査を行わなければならない。

2・3 (略)

(衛生上の処置)

第10条 小規模水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、衛生上必要な処置をとらなければならない。

(1) (略)

(2) 小規模水道施設には、必要に応じて柵を設け、又は鍵を掛ける等みだりに人及び動物が立ち入って水が汚染されるのを防止するために必要な処置をとること。

(3) (略)

(給水の緊急停止等)

第11条 小規模水道の設置者は、その小規模水道により供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに、給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる処置をとらなければならない。

2 (略)

池、消毒設備その他の設備を備えていること。

2 (略)

(水質検査)

第9条 小規模水道の設置者は、その小規模水道により供給する水について、前回の水質検査を行った日の翌日から起算して1年以内に、規則で定めるところにより、定期の水質検査を行わなければならない。

2・3 (略)

(衛生上の措置)

第10条 小規模水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、衛生上必要な措置をとらなければならない。

(1) (略)

(2) 小規模水道施設には、必要に応じて柵を設け、又は鍵を掛ける等みだりに人及び動物が立ち入って水が汚染されるのを防止するために必要な措置をとること。

(3) (略)

(給水の緊急停止等)

第11条 小規模水道の設置者は、その小規模水道により供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに、給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置をとらなければならない。

2 (略)

第3章 小規模貯水槽水道

(給水開始の届出)

第12条 小規模貯水槽水道の設置者は、その小規模貯水槽水道の給水を開始したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(変更又は廃止の届出)

第13条 小規模貯水槽水道の設置者は、前条の規定により届け出た事項に変更があったとき又はその小規模貯水槽水道を廃止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(管理基準等)

第14条 小規模貯水槽水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、その小規模貯水槽水道を管理しなければならない。

- (1) 貯水槽の清掃を毎年1回以上定期に行うこと。
 - (2) 有害物、汚水等による水の汚染を防止するために貯水槽の点検その他必要な処置をとること。
 - (3) (略)
 - (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに、給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる処置をとること。
- 2 小規模貯水槽水道の設置者は、その小規模貯水槽水道の管理について、毎年1回以上定期に、規則で定めるところにより、

第3章 小規模受水槽水道

(給水開始の届出)

第12条 小規模受水槽水道の設置者は、その小規模受水槽水道の給水を開始したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(変更又は廃止の届出)

第13条 小規模受水槽水道の設置者は、前条の規定により届け出た事項に変更があったとき又はその小規模受水槽水道を廃止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(管理基準等)

第14条 小規模受水槽水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、その小規模受水槽水道を管理しなければならない。

- (1) 受水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - (2) 有害物、汚水等による水の汚染を防止するために受水槽の点検その他必要な措置をとること。
 - (3) (略)
 - (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに、給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置をとること。
- 2 小規模受水槽水道の設置者は、その小規模受水槽水道の管理について、前回の検査を受けた日の翌日から起算して1年以内

市長の指定する者の検査を受けなければならない。ただし、その小規模貯水槽水道の貯水槽の有効容量が8立方メートル以下のものについては、この限りでない。

- 3 小規模貯水槽水道の設置者は、前項の規定による検査を受けたときは、これに関する記録を作成し、その記録をその検査を受けた日から起算して3年間保存しなければならない。

(改善の指示等)

第15条 (略)

2・3 (略)

- 4 市長は、小規模水道の衛生上の処置が第10条の基準に適合していないと認めるときは、その小規模水道の設置者に対し、期限を定めて、その小規模水道の管理に関し、消毒その他の必要な衛生上の処置をとるよう指示することができる。

- 5 市長は、小規模貯水槽水道の管理が前条第1項の基準に適合していないと認めるときは、その小規模貯水槽水道の設置者に対し、期限を定めて、その小規模貯水槽水道の管理に関し、清掃その他の必要な処置をとるよう指示することができる。

- 6 市長は、小規模貯水槽水道の設置者が前条第2項に規定する検査を受けないときは、その設置者に対し、期限を定めて、検査を受けるよう指示することができる。

に、規則で定めるところにより、市長の指定する者の検査を受けなければならない。ただし、その小規模受水槽水道の受水槽の有効容量が8立方メートル以下のものについては、この限りでない。

- 3 小規模受水槽水道の設置者は、前項の規定による検査を受けたときは、これに関する記録を作成し、その記録をその検査を受けた日から起算して3年間保存しなければならない。

(改善の指示等)

第15条 (略)

2・3 (略)

- 4 市長は、小規模水道の衛生上の措置が第10条の基準に適合していないと認めるときは、その小規模水道の設置者に対し、期限を定めて、その小規模水道の管理に関し、消毒その他の必要な衛生上の措置をとるよう指示することができる。

- 5 市長は、小規模受水槽水道の管理が前条第1項の基準に適合していないと認めるときは、その小規模受水槽水道の設置者に対し、期限を定めて、その小規模受水槽水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置をとるよう指示することができる。

- 6 市長は、小規模受水槽水道の設置者が前条第2項に規定する検査を受けないときは、その設置者に対し、期限を定めて、検査を受けるよう指示することができる。

(給水停止命令)

第16条 市長は、小規模水道又は小規模貯水槽水道の設置者が、前条の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることがそれらの施設の利用者の健康を害すると認めるときは、その設置者に対し、その指示に係る事項を履行するまでの間、それらの施設による給水を停止するよう命じることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第17条 (略)

2 市長は、小規模貯水槽水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、その小規模貯水槽水道の設置者に対し、小規模貯水槽水道の管理について必要な報告を求め、又はその職員をして小規模貯水槽水道のために使用する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。

3・4 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(給水停止命令)

第16条 市長は、小規模水道又は小規模受水槽水道の設置者が、前条の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることがそれらの施設の利用者の健康を害すると認めるときは、その設置者に対し、その指示に係る事項を履行するまでの間、それらの施設による給水を停止するよう命じることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第17条 (略)

2 市長は、小規模受水槽水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、その小規模受水槽水道の設置者に対し、小規模受水槽水道の管理について必要な報告を求め、又はその職員をして小規模受水槽水道のために使用する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。

3・4 (略)

(秦野市水道事業給水条例の一部改正)

2 秦野市水道事業給水条例（昭和39年秦野市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第42条第2項中「秦野市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」を「秦野市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」に改める。

政策会議付議事案書（令和2年1月14日）

提案課名 都市整備課

報告者名 中原 慎吾

<p>事案名</p>	<p>秦野都市計画事業秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正することについて</p>	<p style="text-align: center;">(有) 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>「民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」により、「土地区画整理法施行令」が改正されたことに伴い、換地処分を行った際の清算金の分割徴収又は分割交付に係る利子の利率を民法に規定する法定利率とするため、秦野都市計画事業秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>平成29年6月 「民法の一部を改正する法律」の公布（令和2年4月1日施行） 〃 30年6月 「民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」による土地区画整理法施行令の改正（令和2年4月1日施行）</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>秦野都市計画事業秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業施行に関する条例の一部を次のとおり改正すること。 1 換地処分を行った際の清算金を分割徴収又は分割交付する場合の利子について、土地区画整理法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における民法の法定利率とすること。 2 施行日を令和2年4月1日とすること。</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和2年2月 令和2年3月第1回市議会定例会に条例改正議案を提出 〃 4月 条例施行</p>	

清算金の分割徴収及び分割交付における利子の利率の変更について

1 土地区画整理事業における清算金

土地区画整理事業では、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第87条第1項の規定により、個々の換地の内容及び清算金（整理前後において生じた土地の不均衡を是正する金額）を定める換地計画を作成し、施行地区内の関係権利者に通知します。

清算金の金額は、換地処分の公告の日の翌日に確定し、施行者は、関係権利者に対して清算金の徴収又は交付を行い、滞納がある場合は、滞納処分を行います。

清算金の徴収又は交付においては、法第110条第2項の規定により、「利子を付して、分割徴収し、又は分割交付する」ことができ、その利子の利率は、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「施行令」という。）第61条第1項の規定により、「年6パーセント（分割徴収する場合は、年6パーセント以内で施行規程で定める率）」とされています。

2 清算金の利子の利率の変更

施行令の改正に伴い、分割徴収又は分割交付における清算金の利子を「年6パーセント」から「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における民法（明治29年法律第89号）に規定する法定利率」とするものです。

なお、法定利率は、改正民法（令和2年4月1日施行）第404条第2項の規定により、「年3パーセント」となり（3年ごとに見直され）ます。

土地区画整理法施行令 新旧対照表

新	旧
<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第六十一条 法第百十条第二項の規定により清算金（法第百十一条の規定により相殺することができる場合においては、その相殺をした後の残額。以下この条において同じ。）を分割徴収し、又は分割交付する場合において当該清算金に付すべき利子の利率は、<u>法第百三条第四項の規定による公告があつた日の翌日における法定利率（分割徴収する場合にあつては、当該法定利率以内で規準、規約、定款又は施行規程で定める率）</u>とし、第一回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p>	<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第六十一条 法第百十条第二項の規定により清算金（法第百十一条の規定により相殺することができる場合においては、その相殺をした後の残額。以下本条において同じ。）を分割徴収し、又は分割交付する場合において当該清算金に付すべき利子の利率は、<u>年六パーセント（分割徴収する場合にあつては、年六パーセント以内で規準、規約、定款又は施行規程で定める率）</u>とし、第一回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする</p>

秦野都市計画事業秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正することについて

秦野都市計画事業秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業施行に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 年 月 日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、換地処分を行った際の清算金の分割徴収又は分割交付に係る利子の利率について、民法に規定する法定利率とするため、改正するものであります。

秦野都市計画事業秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

秦野都市計画事業秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業施行に関する条例（平成27年秦野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「利子は、年6パーセント」を「利子の利率は、法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における民法（明治29年法律第89号）に規定する法定利率」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の秦野都市計画事業秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業施行に関する条例第19条第2項の規定は、施行日の前日以後に土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による公告があった換地処分に係る清算金に付すべき利子の利率について適用し、施行日の前々日までに同項の規定による公告があった換地処分に係る清算金に付すべき利子の利率については、なお従前の例による。

議案第 号 秦野都市計画事業秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合におけるその清算金に付すべき<u>利子の利率は、法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における民法（明治29年法律第89号）に規定する法定利率とし、前項後段に規定する日から付するものとする。</u></p> <p>3-7 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の秦野都市計画事業秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業施行に関する条例第19条第2項の規定は、施行日の前日以後に土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による公告があった換地処</p>	<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合におけるその清算金に付すべき<u>利子は、年6パーセントとし、前項後段に規定する日から付するものとする。</u></p> <p>3-7 (略)</p>

分に係る清算金に付すべき利子の利率について適用し、施行日の前々日までに同項の規定による公告があった換地処分に係る清算金に付すべき利子の利率については、なお従前の例による。

政策会議付議事案書（令和2年1月14日）

提案課名 こども育成課

報告者名 入野 義郎

事案名	放課後児童ホームと放課後子ども教室の一体的な運営について		資料 有
目的・必要性	<p>放課後児童ホーム（以下「児童ホーム」という。）は、就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校区の1～4年の児童を対象に、放課後の生活の場を与え健全な育成を図る事業であり、放課後子ども教室（以下「子ども教室」という。）は、小学校に在籍している全ての児童を対象に、放課後の居場所、自主的な遊びの場・学びの場を提供する事業です。本市では13小学校の敷地内で児童ホームを運営しており、上小学校1校において放課後子ども教室を実施しております。</p> <p>近年、放課後等に異年齢の子ども同士で遊んだり、交流したりする機会が少なくなってきたこと、子どもを巻き込む犯罪や事件の増加により、子どもが安心して過ごせる場所の確保が困難になってきたこと、就労や社会参加を希望する女性が増加する中、子育てと仕事の両立を支援する環境づくりをより一層進める必要があることなどから、国は、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、児童ホームと子ども教室の一体化を計画的に整備する「新・放課後子ども総合プラン」を打ち出しました。</p> <p>こうした国の動きを受け、本市においても、高学年を含めた放課後の居場所づくりを求める声があることや、様々な体験プログラムや学習支援を提供することにより、子どもの安全・安心、学力向上に効果が期待できることから、令和2年10月から、児童ホームと子ども教室の一体的運営について試行し、その状況を検証しつつ、4年間を目途に順次全小学校で実施するものです。</p>		
経過・検討結果	<p>平成31年3月8日～現在</p> <p>令和元年5月22日</p> <p>〃 7月10日</p> <p>〃 7月17日</p> <p>〃 8月5日～21日</p> <p>〃 冬休み～</p>	<p>放課後児童に関する事業のあり方庁内検討委員会を月1回程度開催</p> <p>鎌倉市行政視察</p> <p>東京都板橋区行政視察</p> <p>東京都小平市行政視察</p> <p>末広小児童ホームで学習支援ボランティア(寺子屋)試行</p> <p>末広小・北小児童ホームで学習支援ボランティア(寺子屋)開始</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">決定等を要する事項</p>	<p>1 末広小学校をモデル校として、令和2年度から児童ホームと子ども教室の一体的な運営を実施すること（令和2年度は子ども教室のみ民間委託）。</p> <p>2 順次、市内全小学校で実施すること。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の取扱い</p>	<p>令和2年 1月～ 公募型プロポーザル方式実施要領等の作成、選定委員会の設置</p> <p>” 4月 公募型プロポーザル方式による受注候補者の募集</p> <p>” 5月 選定委員会による審査、受注事業者決定</p> <p>” 6月 末広小学校保護者・児童へ周知、申し込み開始</p> <p>” 10月 末広小学校子ども教室の試行開始</p> <p>放課後児童に関する事業のあり方庁内検討委員会による事業の評価、検証</p> <p>令和3年10月 末広小児童ホームとの一体的運営開始</p>

放課後児童ホームと放課後子ども教室の一体的な運営について

令和2年1月14日

こども育成課作成

1 児童ホームと子ども教室の運営形態

事業内容	児童ホーム	子ども教室
事業目的	家庭的支援、第二の家庭 健康管理、生活支援、家庭と の連携	放課後の居場所の提供 安全で安心な、児童の放課後 等の自主的な遊びの場・学び の場の提供
実施場所	専用教室	余裕教室、校庭、体育館
開所時間	月～金： 授業終了後～午後6時まで (延長は午後7時まで)	月～金： 授業終了後～午後5時
	土曜日・長期休業中： 午前8時30分～午後6時まで (早朝は午前8時から、延長 は午後7時まで)	長期休業中： 午前8時30分～午後5時ま で
閉所日	日曜日・祝日	土・日曜日・祝日
対象児童	就労等により、保護者が昼間 家庭にいない小学校区の1～4 年の児童	小学校に在籍している全ての 児童 児童ホーム入所児童も可
利用料	月額5,000円(別途延長有)	無料
プログラム参加費	実費	実費
1 日 の 人 員 配 置	支援員	・プログラム補助 1～2人 ・見守りサポーター 2～3人
	コーディネーター	最低1人
	講師	1～2人(プログラムによる)

2 一体的運営のメリット

項目		現行の課題等		一体的運営による解決	
		児童ホーム	子ども教室		
市民の利便性等	利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・5、6年生は利用できない ・児童ホーム利用者のみの交流 		<ul style="list-style-type: none"> ・全児童を対象とした居場所、遊びの場であるため、交流範囲が広がる。 	
	安全性の確保		学校敷地外で実施すると、実施場所への移動の安全性の問題	学校敷地内であるため、児童が安全に移動でき、スムーズに参加できる	
	保険（実費）	800円	600円	800円（同一保険が適用できる）	
業務効率性等	人材確保	支援員（サポーター）	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの人員配置が必要 ・事務仕事が多い ・正規職員がおらず現場での責任が重い 	多くの人員配置が必要	委託事業者によりまとめて人員配置できる
		コーディネーター（学校、地域等との連携、企画）		人材の確保が困難	委託事業者による募集、育成ができる
		講師（プログラム）		多様なプログラムの講師発掘が困難	委託事業者による発掘や企業連携などができる
	特定職員の勤怠管理	人員が多く、管理が煩雑	人員が多く、管理が煩雑	委託事業者の管理により市の負担が軽減される	
財政面	国県補助金	補助基準額に対し国・県 1/3 ずつ	補助基準額に対し国・県 1/3 ずつ	子ども教室補助金に上乘せあり	

3 民間委託にかかる経費の見込みについて（令和元年度との比較）

（1）令和2年度経費（末広小学校で試行）

単位：千円

	項目	R1 予算	増減分	総額	備考
歳出	児童ホーム運営費	257,866	0	257,866	
	その他※1	111,435	0	111,435	
	子ども教室運営費	0	8,482	8,482	
	合計	369,301	8,482	377,783	
歳入	児童ホーム利用料	70,892	0	70,892	
	国県補助金（児童ホーム分） ※2	186,508	0	186,508	
	国県補助金（子ども教室分） ※3	0	0	0	
	合計	257,400	0	257,400	
市費		111,901	8,482	120,383	

（2）令和3年度経費（末広小学校で10月から一体化委託）

単位：千円

	項目	R1 予算	増減分	総額	備考
歳出	児童ホーム運営費	257,866	▲14,103	243,763	▲末広小分 (10月以降分)
	その他※1	111,435	0	111,435	
	子ども教室運営費	0	8,482	8,482	9月まで
	一体化運営委託	0	22,178	22,178	10月以降分
	合計	369,301	16,557	385,858	
歳入	児童ホーム利用料	70,892	0	70,892	
	国県補助金（児童ホーム分） ※2	186,508	0	186,508	
	国県補助金（子ども教室分） ※3	0	5,181	5,181	
	合計	257,400	5,181	262,581	
市費		111,901	11,376	123,277	

(3) 全体予算（全小学校で一体化委託）

	項目	R1 予算	増減分	総額	備考
歳出	児童ホーム運営費	257,866	▲257,866	0	
	その他※1	111,435	0	111,435	
	子ども教室運営費	0	0	0	
	一体化運営委託	0	454,869	454,869	
	合計	369,301	197,003	566,304	
歳入	児童ホーム利用料	70,892	0	70,892	
	国県補助金（児童ホーム分） ※2	186,508	0	186,508	
	国県補助金（子ども教室分） ※3	0	63,040	63,040	
	合計	257,400	63,040	320,440	
市費		111,901	133,963	245,864	

※1 学童保育システムリース料、プレハブリース料、民間学童補助金等

※2 児童ホームの国・県補助金は、子ども・子育て支援交付金。国 1/3、県 1/3。

※3 子ども教室の国・県補助金は、放課後子ども教室補助金。国 1/3、県 1/3。

（補助基準額あり）

4 児童ホームと子ども教室の一体的運営の概要

現状

- ・就労等家庭児童：小学校の余裕教室や敷地内プレハブで児童ホームを運営（1～4年）
- ・児童ホーム対象学年拡大への要望がある。
- ・保護者が働いているかどうかに関わらず子どもが安心して遊べる居場所を求める要望がある。



課題

- ・学校敷地内での安全・安心な居場所の確保
- ・学力向上への取り組みの検討
- ・高学年の過ごし方の検討
- ・幼児教育・保育の無償化による児童ホーム需要増見込みに対する待機児童対策
- ・教室及び人材確保策や業務効率化の検討



対策・効果

- ・「放課後児童ホーム」と放課後の居場所や体験プログラムなどを提供する「放課後子ども教室」の一体型運営に取り組む。
- ・小学校敷地内の体育館、校庭、特別教室（図工室、音楽室、図書室など）などで実施することで、安全性が確保できる。
- ・プログラム体験や学習支援、自由遊びにより高学年の放課後を充実でき、学力向上が期待できる。
- ・全児童を対象とした居場所づくり
- ・子ども教室の運営により午後5時までの児童の居場所を確保できるため、児童ホーム利用者の減につながり、見込まれる利用者増への待機児童対策となる。
- ・民間事業者に委託
 - ・民間事業者のノウハウの活用、一体的運営による利用児童の利便性、業務効率化

【参考】

1 市児童ホーム利用児童数（H31.4.1現在）

児童ホーム名	入室児童数（人）	実施場所
本町第1	61	校舎内
本町第2	44	校舎内
南第1	41	敷地内プレハブ
南第2	42	敷地内プレハブ
南第3	45	敷地内プレハブ
南第4	43	敷地内プレハブ
東第1	35	校舎内
東第2	31	校舎内
北第1	45	校舎内
北第2	41	校舎内
大根第1	47	校舎内
大根第2	47	校舎内
西第1	34	校舎内
西第2	25	校舎内
広畑	26	校舎内
渋沢第1	59	校舎内
渋沢第2	60	校舎内
末広第1	35	敷地内プレハブ
末広第2	34	敷地内プレハブ
末広第3	28	敷地内プレハブ
堀川	44	校舎内
南が丘第1	35	敷地内プレハブ
南が丘第2	34	敷地内プレハブ
南が丘第3	29	敷地内プレハブ
鶴巻第1	56	校舎内
鶴巻第2	58	校舎内
鶴巻第3	55	校舎内
上	3	校舎内
合計	1,137	

2 児童ホーム利用児童数等の推移

※市は4年生まで、民間は6年生まで

	24	25	26	27	28	29	30	元
全児童数	8,529	8,457	8,416	8,392	8,295	8,187	8,112	8,006
内4年まで	5,590	5,552	5,553	5,599	5,528	5,419	5,336	5,182
利用者数合計	940	964	1,050	1,185	1,266	1,311	1,363	1,417
市	940	964	1,037	1,118	1,155	1,138	1,138	1,137
民間	0	0	13	67	111	173	225	280
教室数合計	22	22	24	30	35	38	42	44
市	22	22	23	26	27	28	28	28
民間	0	0	1	4	8	10	14	16
市支援員数	116	115	114	132	136	140	140	139

3 イメージ図

